

ドイツ・日本の相続 第二部

相続税法； 日本とドイツで、 国境を超える観点を含めて課税する相続、遺贈か贈与という状況。

A) 相続贈与税の整理

I) 相続権と相続税法

相続権と相続税法は自主的な法律。ドイツの法か日本の法かどっちを使った方がいいという相続法の質問は相続開始で相続する財産が日本かドイツか共にの国かどこで課税するという相続税の質問に区別しなくちゃい。

I I) 相続贈与税

課税した資産譲渡の場合で、二つ条件がある。生きている人の中に課税した資産譲渡あるいは人の死亡で課税した資産譲渡という条件がある。その条件はドイツも日本もまあまあ同じ法典で決める。何となくドイツの法典と日本の法典について、贈与と遺留した財産は課税しなくちゃけない。

I I I) 国際的な相続贈与税

民法は相続権で一つ部分。だから、民法はヨーロッパの法で順守する。EUが相続権の中に法律を公布できるが、租税法に適用されない。遺産と贈与税の場合、ドイツで国内法は有効。いくつかの国は特別な状況に税をかけるという場合がある。二重課税をさけるのために、色々な国は二重課税防止条約に決めた。ドイツと日本の間に、相続贈与税の場合の中に、二重課税防止条約がない。

I V) ドイツで、営業資産の発揚についての現代的な政治の論文

ドイツで、相続税についての現代的な論文は営業生産の譲渡と営業生産の遺留の発揚に係している。

連邦憲法裁判所は最近までに有効な場合が違憲であるということを評定した。

簡単に説明した：会社は五年間に続けて、仕事場を維持して、立法者が営業資産の課税に優遇された。小さい会社はもっと優遇をもらった。

連邦憲法裁判所を法典に合わせる猶予が切れてから、立法者は今年の秋に法典の同化に決めた。規則変更は連邦憲法裁判所の所定に大要するかどうかも決めてない。

B) ドイツと日本で、現実的な納税義務に関係した相続贈与税

I) 課税の事態 — 現実的な納税義務

ドイツと日本で、課税している場合：

資産譲渡というか、むしろ生前贈与というもらった財産に課税されている。

死亡例でもらった相続と遺財と贈与というもらった財産に課税されている。

被相続人ばかりは自然人である。ドイツで、相続人と受遺者と受贈者は自然人と会社である。

例えば：

- ・ 資本金会社（例：有限責任会社とか株式会社）
- ・ 人的会社（例：合名会社とか合資会社）
- ・ 協会
- ・ 財団は法人団体

日本で自然人は相続人が、法人団体じゃない。法人団体は受遺者と受贈者である。

II) ドイツ法によるとの現実的な納税義務

1) 法定相続・遺言相続の準拠法で決めた相続順位

被相続人は何も決めなかったと、遺言相続に適用するようになる。すなわち、親類（子供と配偶）は相続のグループになって、特別な割合によると、遺留に分ける。

法定相続の場合で、相続順位を決めるシステムに適用する。すなわち、近い親類は遠い親類を相続から除名する。

その他にも、遺言と相続芸役の場合は違う。

2) 期日に、相続・贈与の鑑定

贈与する時・相続人は死亡時刻から、課税することが始まる。相続と贈与は現実的な市場価値で評価している。ドイツで不動産と営業生産の鑑定は複雑な規定で評価している。

3) 収取の事態

a) 相続開始

相続人の相続分による、期日に相続の価値は遺産相続性にとって決定的なこと。

b) 遺贈

個別の財産が遺贈で委譲される。死亡例の後、受遺者は相続人か相続のグループに対して遺贈者の財産に対する請求権があるという意味。受遺者は財産で課税対象となる。

遺贈は遺言などで決めたと、相続の分割は違う。遺言で相続人は相続の以上に他の財産をもらうようになる。

c) 遺留分

相続人指定か贈与を遺言と相続契約により決める。遺言できめるは別として、子供と配偶者は相続に対する請求権がある。その請求権は創造の半額。

d) 親族を設立した財団

財団に譲渡された財産も相続贈与性により決める。特別な目途のために、譲渡された財産を使うという財団の目途。親族を設立した財団の目途は家族達の扶養ということ。ドイツで親族を設立した財団の財産は三十年に一回 遺産相続性により課税している。

III) 日本法による現実的な納税義務

日本でも贈与・相続・遺贈でもらった財産は相続贈与性により課税対象となる。日本での財産の評価はドイツと同じ、でも不動産の評価は違う。ドイツと同じ、日本で相続順位を決めるシステムを使う。

日本で相続権によると前の相続と後の相続・共同遺言書・相続契約がない。けれども、遺贈と遺留分請求権は日本の相続権。ドイツと違う、日本で遺留分権者は一定の相続分をもらう。

C) 無制限納税義務と制限納税義務

I) ドイツ法

1) 無制限納税義務

国内の財産・外国の財産の場合は、無制限納税義務により課税する。

自然人を課税するために、居住地は決定的なこと。企業（例：物的会社）を課税するために、企業所在地は決定的なこと。

ドイツ相続法（§ 2 Abs. 1 ErbStG）によると、相続・遺贈・贈与を収取した相続人は無制限納税義務の場合：

- ・ 内国では被相続人の住所がある。
- ・ 被相続人はドイツの国人で、5年間以内に国内がいた。
- ・ 被相続人は自然人で、国内では住所がある。
- ・ 被相続人は自然人で、ドイツの国人で、5年間以内に国内がいた。
- ・ 被相続者は仮設人（例：物的会社）・人的会社・協会・財団の重役会か事業所は国内。
- ・ 被相続人か相続人はドイツの国人で、5年間以内公共機関に勤めたことがある。
- ・ ドイツ法（§ 4Außensteuergesetz）によると、被相続人は低課税国へ引っ越す。低課税国はドイツとよりも税（30%以上）を課税するという意味である。日本は低課税国じゃない。

A) 住所という意味

住所は住居が必要で、納税者は住居に住むつもり。

住居の定義：長い時間に住める部屋。住居の内装と見かけは決定的な特性ということ。

些少な住居も住居。決定的なことは十分な余地で、内装で、打ち解けた雰囲気。さらに、

住居は納税者の生活状況に合わなくちゃけなくて、住居と持っている。

B) 通例の所在

住所がないと、通例の所在を使う。住所は6月間以上に、そのところに居るということ。

2) 制限納税義務

無制限納税義務の基準は別にして、内国の資産に関して、制限の納税義務がある。その場合、住所は関係ない。内国の資産は：

- 農林業の資産
- 国内の財産（例：土地、建屋など）
- 国内の営業資産（例：産業）
- 重役が国内にいる資本会社の出資持ち分は10%以上
- 抵当権と借銭
- 物言わぬ株主

II) 日本法

1) 納税義務の拡大

01日01月2015年に、相続税が増えた。無制限納税義務ももっと拡大した。

2) 無制限納税義務

日本の法秩序は全世界で有効的な財産分与（Weltvermögensprinzip）について決めた。ドイツと同じ、死亡例でもらった相続と生前贈与に税金をかける。相続贈与税は準備日から始める。相続・遺贈・贈与の収取は無制限の税がかかる場合は：

- 取得者は国内で住所の収取
- 取得者は国内で住所がない日本国籍所有者で、
 - 五年間間に、日本で住所を持っている
 - ゴン年間間に、被相続人か贈与者は日本で住所を持っている
- 取得者は日本国籍所有者じゃなくても、被相続人・贈与者は取得者の死亡時刻に、日本で住所を持っている

最後の場合について：2013年前に国内財産（国内で持っている財産）

住所の定義：

日本で、住所という意味はドイツと違う。日本の相続税の法によると、住所は一年以上に住みたい場所という意味。

例えば：一年以下に外国にいと、住所は日本で、日本で住んでいる人に依存される人（例：留学生）の住所は日本である場合。

3) 制限納税義務

制限納税義務とは、被相続人か取得者は日本で住所を持っているかどうかにかかわらず、国内財産に税金がかかる。

特殊なケースについて、国内財産に所属させるのは難しいかもしれない。貸付金の場合とは、債務者の住所で決めて、証券の場合とは、発行者の住所で決める。動産（飛行機、船など）の場合で登録場所で決める。

D) 二重課税の場合

二重課税の定義：いくつかの国家が同時期に、課税物件に税金がかかるという意味。後に述べるところで、様々な場合を挙げる。

I) 二重課税の例 一 無制限納税義務

1) 二倍の居住

ドイツの相続税の法によると住所はドイツで、日本であるという場合。

2) 転出

今、ドイツと日本の被相続人と取得者は5年間の期間がある。

例：3年前に住所から出て、ドイツの住所に入居する被相続人は日本人。その人はドイツに住んでいる日本国籍所有者へ財産を残して、二重課税が起こる。

3) 被相続人の住所は取得者の住所と違う

例：被相続人はドイツに住んでいて、取得者は日本に住んでいると二重課税がある。逆の場合と同じ被相続人は日本に住んでいて、取得者はドイツに住んでいるという逆の場合と同じである。

II) ドイツと日本で、制限納税義務の二重課税

例：日本人は10年間ぐらいつとドイツに住んでいて、その時に、日本で住所を持っていない。それでも、日本で土地持っている。土地について、二重課税がある。

III) 二重課税の結論（算入）

ドイツと日本の法によると、自身の税務署で、他の国で起きる二重課税を算入できる。

1.) ドイツでの 算入

ドイツの法によると、外国で払った税金の算入はドイツ相続法（21 ErbStG）で決める。外国で決めて、払った相続税・贈与税ということは算入できる。算入はドイツの税金で決められる。外国の税金の成立時間とドイツの税金の成立時間の間に、5年間以上にはではない。

A) 比較 — 相応

ドイツ法によると、2つの場合を区別する。

AA) 死亡時刻に、被相続人は内国人で、日本で持って財産を外国の税金に算入できる。

BB) 被相続人は国内人じゃなくて、全部の財産（国内の財産じゃない）に算入できる。

B) 算入できない場合

被相続人は国内人で、残した日本で持っている財産はドイツ法（121 BewG）で決めなくて、算入できない。

でも、取得者は国内人で、被相続人じゃなくて、外国で持っている財産に参入できる。

2) 日本での参入

日本で、相続税の法は外国で持っている財産だけに参入する。贈与税に参入しない。

さらに、外国に持ってる財産に関して、外国で払った税金と日本で払った税金について、限界がある（Over-all-limitation）。

3) 形成と方法

算入できない場合で、ドイツの税務署で交渉を開始してもいい。成功したら、税金を払わないという可能性がある。

二重課税を避けるために、控除額を使う。死で際残をもらう前に、生きている時に、財産を贈与であげると、二重課税を避けるようになる。それで、税金払わないことと税金が下げること。

ドイツだけは算入しなくちゃい場合で、最初日本で相続税を払った法がいい。それで、日本で払った税金をドイツの税金に算入する。

E) 課税率、控除額と特集例

贈与と相続でもらった財産は控除額と優遇で財産の価値を下げて、相続税を払わないという可能性。

I) ドイツの現行法

1) 控除可能なこと

財産についての税金を払う前に、財産から相続債務を控除する。さらに、財産から葬儀代を控除できる。

2) 課税等級、控除額と課税率

A) 課税等級と控除額

別の課税等級と控除額は次の図表で見える。その図表でよく分って来ることは、近い親類は遠い親類にたいして有利な立場にある。

課税等級	人間	31日12月2008年までの控除額	01日01月2009年からの控除額
I	・ 配偶者、生涯のパートナー	307000ユーロ	500000ユーロ
	・ 子供・連れ子	205000ユーロ	400000ユーロ
	・ 死んだ単親（被相続人の子供・連れ子）の場合：孫	205000ユーロ	400000ユーロ
	・ すべての孫・連れ孫	51200ユーロ	200000ユーロ
	・ 死亡例で収取した親・祖母、曾孫	51200ユーロ	100000ユーロ
II	生前贈与の場合で、両親と祖父母、兄弟・甥姪・継父母 義理の子・義父母・別れた 配偶者・別れた生涯のパートナー	10300ユーロ	20000ユーロ
III	その他の被相続人と受贈者	5200ユーロ	20000ユーロ

b) 課税率

課税率にかんして、近い親類は子供と配偶者は利益がある

1日1月2009 2010年からの相続課税率				
何ユーロまでの税金のかかる取得	課税等級Iについての百分率 1日1月2010年から	課税等級IIについての百分率 1日1月2009年から 31日12月2	課税等級IIについての百分率 1日1月2010年から	課税等級IIIについての百分率 1日1月2010年から

		009年まで		
75000 0ユーロ	7%	30%	15%	30%
300000 0ユーロ	11%	30%	20%	30%
600000 0ユーロ	15%	30%	25%	30%
6000000 0ユーロ	19%	30%	30%	30%
13000000 0ユーロ	50%	50%	35%	50%
26000000 0ユーロ	50%	50%	40%	50%
26000000 0ユーロ以上	50%	50%	45%	50%

3.) 他の税制面の優遇

a) 扶助するための控除額

配偶者・同性の生涯のパートナーは2560000ユーロという扶助するための控除額をもらう。子供の場合で、年齢と違う。20歳から27歳までに、扶助するための控除額は10300ユーロ。

b) 剰余の平衡

配偶者・生涯のパートナーは剰余共同制に入ると、控除額をもらう。相続税の場合で、全部の剰余の平衡が控除できる。

c) 何倍の収取

死亡例前に、課税等級Iの人の中に、10年前に収支したことがあると、何倍の収取した財産を優遇される。優遇は8年から10年までに50%（1年後）から10%までのこと。

d) 家族の住所

配偶者・子供は10年間以上に家族の住所に住んでいると、家族の住所を相続することは税金がかからない。子供の場合で、200m²居住空間は無税。

e) 家財道具と有体物

家財道具（服を含めて）は課税等級Iの相続人のために税金がかからない。それ以上に、他の有体物は税金がかからない（例：12000ユーロまでにかかる車）。

f) 無償で介護の対償

無償で被相続人を世話をした人は残余財産からのお金をもらうと、20000ユーロまでのは税金がかからない。

4) 形成的な可能性

優遇が多くて、たくさん形成的な可能性がある。だから、様々な複雑の質問がある。
例：

- ・不動産を子供に相続してあげるまえに、不動産の価格を評価したほうがいいが。
- ・企業を相続する前に、企業を経営し続けるほうがいいか。

II) 日本の現行法

1) 遺産の控除額

日本で遺産の控除額がある。最初、その遺産の控除額は遺産から引く。遺産の控除額は30百万円（30百万以上になると、6百万を足す）に相続を掛けるということ。人は相続が欲しくないと、計算が変わらい。

2) 他の控除額と減額

- ・配偶者は160百万円控除額をもらう場合：20年間以上に結婚していると、配偶者は追加の20百万円という控除額をもらう。
- ・若い相続人は20歳までに、毎年6万円という租税控除をもらう。
- ・障害者は障害について、60万円から120万円までという租税控除もらう。
- ・日本法について、10年間に色々な相続があると、減額がある。
- ・相続人に対して5年から20年間に相続税を猶予してもいい。
- ・特定非営利活動法人に相続する場合で、相続は税金がかからない。
- ・修業と生計のための相続は税金がかからない。
- ・被相続人と相続人に住んでいる住家を相続するのは税金がかからない。

3) 課税率

日本で相続贈与税は違う課税率で決める。

相続税	課税率
-----	-----

10百万円まで	10%
10百万円から30百万円まで	15%
30百万円から50百万円まで	20%
50百万円から100百万円まで	30%
100百万円から200百万円まで	40%
200百万円から300百万円まで	45%
300百万円から600百万円まで	50%
600百万円以上（1日1月2015年から）	55%
贈与税	課税率
2百万円まで	10%
2百万円から3百万円まで	15%
3百万円から4百万円まで	20%
4百万円から6百万円まで	30%
6百万円から10百万円まで	40%
10百万円以上	50%

配偶者と親族じゃない人は20%という課税率の追加給付を払わなくちゃい。

F: ドイツでの告知義務

ドイツで要求されていない相続税申告をしなくてもいい。ドイツの税務庁は相続税申告がほしいと、しなくちゃい。

この講演の後、質問、その他いかなる相談内容にも対応いたしますのでどうぞ遠慮なくお声をおかけください。

竹の会 および St-B-K のロゴ及び住所